

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 1 項の規定により定めた、かたくちいわし瀬戸内海系群に関する令和 7 管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように変更したので、同条第 5 項の規定に基づき準用する同条第 4 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 7 年 12 月 18 日

山口県知事 村岡 嗣政

記

（変更前）

第 1 かたくちいわし瀬戸内海系群

1 都道府県別漁獲可能量

漁獲可能量
48,000 トンの内数

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
山口県かたくちいわし漁業（瀬戸内海系群）	48,000 トンの内数

（変更後）

第 1 かたくちいわし瀬戸内海系群

1 都道府県別漁獲可能量

漁獲可能量
令和 7 管理年度①（令和 7 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日まで） 48,000 トンの内数
令和 7 管理年度②（令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで） 48,000 トンの内数

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
山口県かたくちいわし漁業（瀬戸内海系群）	令和 7 管理年度①（令和 7 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日まで） 48,000 トンの内数
	令和 7 管理年度②（令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで） 48,000 トンの内数